

国民健康保険料 所得減少減免申請のご案内

令和6年度より申請書及び提出書類を変更しておりますので、申請の際にはよくご確認ください。

【所得減少減免について】

所得が減少する原因となる事実（以下「所得減少事由」といいます。）が発生した月以降の世帯見込所得が、前年比10分の7以下となる世帯（退職・倒産・廃業・休業や営業不振等のため、世帯見込所得が大幅に減少する世帯）について、医療分・後期高齢者支援金分・介護分保険料の所得割を減免率表に基づき減免します。

※ 所得割がかかっていない世帯は対象になりません。

【申請受付時期・申請期限】

所得減少事由の発生後、減免を受けようとする月の納期限までに申請してください。
特別な理由のない限り、申請があった月以降の保険料が減免の対象となります。

【申請時にご提出いただくもの】

- ① 国民健康保険料減免申請書（両面に記載が必要です）
- ② 収入状況申告書（別紙）
同じ世帯の国民健康保険の被保険者の方（擬制世帯主を除く）のうち、前年中の収入と現在の収入どちらも「なし」と回答された方以外全員分の提出が必要です。
- ③ ①に記載した所得減少事由・事実発生日及び②の減少後の所得が確認できる書類
前年（1～3月に申請される場合は前々年）より所得が減少する方全員の方をご提出ください。
理由や所得の種類によりご提出いただく書類が異なります。下記の例を参考にご用意ください。

※ 例に記載のないものなど、ご不明な点はお住まいの区の区役所保険年金担当にお問い合わせください。

〈所得減少事由・事実発生日が確認できる書類〉

所得減少事由	提出書類(例)
会社などを退職した	離職票、退職証明書、資格喪失証明書、雇用保険受給資格者証等、退職日が確認できる書類
給与が減少した	減少前後の給与の額が分かる給与明細書（3か月分程度）、雇用契約書等、給与の減少が確認できる書類
廃業した	廃業届出書等、廃業したことが確認できる書類
その他	当該事由が確認できる書類（なければ申立書）

〈減少後の所得が確認できる書類〉

所得の種類	提出書類(例)	
	見込みの場合	実績の場合
給与所得	雇用契約書	給与明細書、給与支払証明書、源泉徴収票
年金所得	年金額改定通知書	年金振込通知書、年金額改定通知書、公的年金等の源泉徴収票
事業所得	見込みで作成した青色申告決算書又は収支内訳書	確定申告書の控え及び青色申告決算書又は収支内訳書、帳簿
不動産所得	見込みで作成した青色申告決算書又は収支内訳書	確定申告書の控え及び青色申告決算書又は収支内訳書、帳簿

※ 非課税所得及び非経常所得（注）の所得減少は減免の対象外となります。
なお、前年よりも非経常所得が減少している場合は、前年と同額の非経常所得があるものとみなして所得減少率を算出します。

（注）経常所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得、年金所得）以外の所得

【減免額について】

減免額は、所得割保険料の額に、右の表の減免率を乗じて算出します。

【留意事項】

- ・ 申請時に提出された書類で適正な判断ができない場合、審査を保留します。
- ・ 再就職や事業の復調などにより資力が回復した場合には、必ず届け出てください。
- ・ 申請内容に虚偽があった場合や、上記の届出が行われなかったことが判明した場合、減免を取り消すことがあります。

前年所得からの減少率	減免率
100%	100%
90%以上100%未満	90%
80%以上90%未満	80%
70%以上80%未満	70%
60%以上70%未満	60%
50%以上60%未満	50%
40%以上50%未満	40%
30%以上40%未満	30%